

第一百五十三回

参議院総務委員会議録第九号

平成十三年十一月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二十二日

辞任

大江 康弘君

補欠選任

渡辺 秀央君

十一月二十七日

辞任

木庭健太郎君

補欠選任

荒木 清寛君

出席者は左のとおり。

委員長

田村 公平君

理 事

景山 俊太郎君

委 員

世耕 弘成君

副大臣

片山虎之助君

國務大臣

又市 征治君

大臣政務官

渡辺 秀央君

政府特別補佐人

松岡満壽男君

総務大臣政務官

遠藤 和良君

総務副大臣

山内 俊夫君

事務局側

中島 忠能君

常任委員会専門

入内島 修君

政府参考人

西村 正紀君

人事院総裁

岳志君

内閣府情報公開

片山虎之助君

行政改革推進事務局長

又市 征治君

総務省行政管理局長

渡辺 秀央君

総務省情報通信政策局長

遠藤 和良君

総務省郵政企画局長

山内 俊夫君

総務省郵政公社統括

中島 忠能君

官野村卓君、郵政事業庁長官足立盛一郎君、財務省主計局次長牧野治郎君、財務省理財局次長竹内洋君、国土交通省海事局長安富正文君、国土交通省航空局長深谷憲一君を政府参考人として出席を

○委員長(田村公平君) 次に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を議題といたします。

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(田村公平君) 次に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を議題といたします。

○委員長(田村公平君) 本件の趣旨説明は去る二十二日に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

○政府参考人の出席要求に関する件
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十回国会衆議院送付)

○国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田村公平君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案の審査のため、本日の委員会に行政改革推進事務局長西村正紀君、内閣府情報公開審査会事務局長松村雅生君、総務省行政管理局長坂野泰治君、総務省情報通信政策局長高原耕三君、総務省郵政企画局長松井浩君、総務省郵政公社統括

官野村卓君、郵政事業庁長官足立盛一郎君、財務省主計局次長牧野治郎君、財務省理財局次長竹内洋君、国土交通省海事局長安富正文君、国土交通省航空局長深谷憲一君を政府参考人として出席を

求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

○委員長(田村公平君) 次に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案を議題といたします。

○委員長(田村公平君) 本件の趣旨説明は去る二十二日に聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございま

す。

きょうは独立行政法人等の情報公開に関するいろいろと質疑をさせていただきたいと思いますが、それに先立ちまして、先週一週間の中ですべてを改定する法律案(内閣提出、衆議院送付)

三回国会衆議院送付)

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございま

す。

いろいろと質疑をさせていただきたいと思いま

す。

が、それに先立ちまして、先週一週間の中ですべてを改定する法律案(内閣提出、衆議院送付)

三回国会衆議院送付)

○世耕弘成君 自由民主党の世耕弘成でございま

す。

いろいろと質疑をさせていただきたいと思いま

す。

が、それに先

とどまらずに、これからはできれば密室でのすり合わせというのをやめて、国会というオープンな場で、テレビも入る、インターネットでも見られる、議事録も残る、それが賛成したか反対したかはつきりと記録の残る場できちりと議論をして、という答申であったのではないかと思つています。

しかし、私自身政治家として、一方で、何でもオープンでみんなで議論して、いたら本当に物事決まるのかなと、あるときにはやつぱりリーダーシップというようなものも必要なんじゃないかと、いろいろ私自身非常に悩んでいるわけでござります。

そこで、この政治の意思決定過程の情報公開のあり方、特に法案の事前審査の是非ということについて、今まで与党と政府の枢要を経験をされ、なおかつ直前は国対委員長ということで、まさにこの与党と政府の事前調整の中核におられた片山大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

(国務大臣)「申し訳ござります。世耕委員から異
しい御質問がありましたが、なるほど衆議院の改
革に関する調査会が十一月十九日に答申をいたし
ておりますね。その中にいろいろ書いてあります
が、現在の我が国の仕組みは議会制民主主義です
よね。議会制民主主義というのは政党を前提にし
ているんですね。だから、政党というものの意思

決定はどうしても要るんですよ。そこで、その場合に、同時に議院内閣制ですから政府と与党は一体だと、こういうことがある。与党としての意思決定はどこかで要ると。こういうことで、長い間の我が国議会民主主義であり、議院内閣制であるということの中、今の与党的事前審査みた

いな国会に提出する前に与党が了承するという仕組み、そこで与党自身のコンセンサスを形成すると、いう仕組みが私はできたと思うんですね。

それはそれで私は確かに意味があると思うんだけれども、しかしそこできつちり決めてしまいますと、国会の審議の方が形骸化するということはどうしてもありますね。しかも、党で決めたもの

は党議拘束をかけることによるようになる、しかしも党議拘束だからついているから、ある程度制約、限度があると審議の仕方に。
そういう弊害があるので、私は、そこはどこでほどをとるかということではなくらうかと、こういうように思いまして、私個人はもう全部党議拘束をかけるのがいいのかどうかと思っているんですよ。絶対党議拘束をかけるものと、あるいは衆参で違つてもいいものと、あるいは個人に任せることと、そういうことがあってもいいんじやなかろうかと、こういうふうに思つておりますが、これはそれぞれの党でお決めになることだと思います。されども、結論としては、今言いましたような政党政治ということ、議院内閣制ということと国會審議との私はバランスをとる必要があるんではなかろうかと、こういうふうに思つております。
○世耕弘成君 確かに今いろいろな、議院内閣制、それと政党の関係というのは大きな曲がり角を迎えているんじゃないかなと思います。私自身も、じや自分自身それぞれの党議拘束について十分納得ができるかというと必ずしもそうではない。民主党さんも今党議拘束で大変お悩みのようですが、それとも、こういった政治のあり方といふのをもう一度棚卸しをしてよく考え直していく、そんな必要もあるのではないかなどというふうに思つております。
さて、今回の独立行政法人等の情報公開法なんですが、けれども、もう皆さん、各委員よく御存じのとおり、この独立行政法人等の情報公開法に先立つて既に政府の機関に関する情報公開法というのが定められておりまして、ことしの四月一日から実際に施行をされているわけでございます。まだ六ヵ月とちょっととなわけですが、この今

とも少しもシビレ程度を経験する必要はあるのでしょうか。世耕弘成君 確かに今いろいろな、議院内閣制、それと政党的関係というのは大きな曲がり角を迎えていくんじゃないかなと思います。私自身も党議拘束、自民党でもよく受けけるわけですがれども、じや自分自身そぞろの党義向こうについても、少しそうした程度を経験する必要はあるのでしょうか。

分納得ができるかというと必ずしもそうではない。民主党さんも今党議拘束で大変お悩みのようですが、それでも、こういった政治のあり方といふのをもう一度棚卸しをしてよく考え直していく、そんな必要もあるのではないかなどというふうに思っております。

さて、今回の独立行政法人等の情報公開法なんですがれども、もう皆さん、各委員よく御存じのとおり、この独立行政法人等の情報公開法に先立つて既に政府の機関に関する情報公開法というものが定められておりまして、ことしの四月一日から実際に施行をされているわけでございます。まだ六ヵ月とちょっととなわけすけれども、この今

までの政府の情報公開法、この活用状況についてどうお考えでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○副大臣(遠藤和良君) 行政機関の情報公開法は、政府がその諸活動の状況を総体的に明らかに明瞭化していくためとしていわゆる説明責任を果たしていくこと、こういうものでございまして、おつしやるところおりとし四月から本法が施行されておりまして、半年間で二万六千八百三十六件の開示請求がありました。施行の当初は大体一ヶ月に六千件ぐらいのペースであったんですが、最近は大体三千件程度で推移をいたしております。このうち決定がなされたものにつきましても、その八六%が開示または部分開示されておりまして、また全体の七九%は三十日以内に処理されています。したがいまして、行政機関としても的確な対応がされていると、このように考えております。

情報公開を推進する立場の総務省といたしましては、この制度をさらに積極的かつ円滑に運用されるよう各省とも連携をとりながらさらに一層努力してまいり、このような決意でございます。

○世耕弘成君 まあ、まだ六ヶ月ですので、実際にはこれからどう浸透していくか、国民がどう受け取られるよう各省とも連携をとりながらさらに一層努力してまいり、この法律をよりこの法律ができるかによって、個々に、この文書が公開されるべきかについてはもう少し推移を見守る必要があると思いますけれども、私はやっぱりこの法律ができるかによって、個々に、この文書が公開されるなかったとか、これが部分公開で名前が消えているとか、いろんな不満も一部は出ていますけれども、私はやっぱりこの法律をきっかけに特に行政のマインドが大きく変化したのではないかと思います。昔からよらしむべからずという言葉があるように、どうしても官僚というものは情報公開に非常に抵抗があったわけですから、これがだんだんだんだん変化をしてきてます。昔からよらしむべからずという言葉があるように、どうしても官僚といふことは、非常に政府関連のいろんな情報が、審議会の審査

までの政府の情報公開法、この活用状況についてどうお考えでしようか。お答えいただきたいと思います。

○副大臣(遠藤和良君) 行政機関の情報公開法は、政府がその諸活動の状況を総体的に明らかにいたしまして、いわゆる説明責任を果たしていくこと、こういったものでございまして、おつしやるなりことし四月から本法が施行されておりまして、半年間で二万六千八百三十六件の開示請求がございました。施行の当初は大体一ヶ月に六千件くらいのベースであつたんですが、最近は大体三千件程度で推移をいたしております。このうち決定がなされたものにつきましても、その八六%が開示または部分開示されておりまして、また全体の七九%は三十日以内に処理されております。したがいまして、行政機関としても的確な対応がされていると、このように考えております。

情報公開を推進する立場の総務省といたしましては、この制度をさらに積極的かつ円滑に運用さ

れるように各答とも連携をとりながらさらに一層努力してまいる、このような決意でござります。
○世耕弘成君 まあ、まだ六ヶ月ですので、実際ここにこれからどう浸透していくか、国民がどう受け取るかについてはもう少し推移を見守る必要があると思いますけれども、私はやっぱりこの法律ができるところによって、個々に、この文書が公開されなかつたとか、これが部分公開で名前が消えているとか、いろんな不満も一部は出ていますけれども、私はやっぱりこの法律をきっかけに特に行政のマインドが大きく変化したのではないかとおもいます。昔からよらしむべからずという言葉があるように、どうしても官僚というふうな

私はインターネットをよく使いますけれども、非常に政府関連のいろんな情報が、審議会の審議結果なども、これがだんだんだんだん変化をしてきて、情報は公開するものであるということを前提とした姿勢が、まだ完全とは言えませんけれども、徐々に芽生えてきているんではないかと。

て政府がこれまで検討してきたという経過があるわけでございます。

今回、特殊法人等に関する別の法律としましたのは、このような論議の経過あるいは国会の御審議の経過を踏まえたものであると御理解をいただきたいと思います。

○世耕弘成君

確かに、政府もあるいは国会も特殊法人の情報公開についても当時から後ろ向きではなかつたということはよくわかるわけですけれども、やり方としては、先に法律で決めて、その後、対象範囲とかやり方を議論するという方法もあつたのではないかなど。それをきつちりやつておけば、これから本格化する特殊法人改革のいろんな判断材料となるような貴重なデータが今そろついていたんじゃないかなと思うと若干残念な思いをするわけですけれども、この法律を早く成立させて一步前進をさせていただきたいと思いま

す。

さて、政府の情報公開法では、不服審査の仕組みとして情報公開審査会というのが設置をされております。新聞等を読んでいるところ、この審査会が果たして十分に機能をしているのか、若干懸念を持つております。

直近のデータで、どれぐらいの不満に対するどれぐらいの審査結果を返しているのか、あるいは委員は九名ということですけれども、そのサポート体制とか、事務的にしっかりと受けとめられるような体制になつているのかどうかについて、局长で結構ですから、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(松村雅生君) お答え申し上げま

す。

情報公開法の施行から六ヶ月たちました九月末時点では、審査会に対する諮詢件数五百五十一に対しまして答申等の処理件数が九件でございましたけれども、その後、審査会の月別の処理件数は徐々に上がっておりまして、現時点では諮詢件数百九十九件に対しまして六十件が処理済みになっております。

御指摘のとおり、迅速な処理というものは審査会

の重要な使命であるというふうに考えておりま

す。このため、審査会の調査審議におきましては、九名の委員が三名ずつ三つの部会に分かれましてそれぞれ毎回部会を開催するということと

常勤委員

が情報公開法三十条に基づく指名委員として、同時並行的に諮詢事件の処理に当たつては、常勤委員が情報公開法三十条に基づく指名委員といたしまして、諮詢庁や不服申立人の意見を聴取したり、あるいは答申案文を検討したりといふことで、部会以外でも日常的に諮詢事件の処理に従事している状況でございます。

さらに、事務局には審査官等三名を含めて専担

の職員二十三名を配置いたしております。

会の迅速かつ充実した調査審議が行われるよう補佐しているところでございまして、引き続きこの

ような観点から努力してまいりたいというふうに考

えております。

○世耕弘成君

わかりました。だんだん機能が高まってきているところでございまして、引き続きこの法律で情報公開案内所という制度が立つて週末聞いてみましたがけれども、もう一人はもちろん一人もおりませんでした。

この案内所の活用状況はどうなっているのか、

あるいは十分に認知をされているのか、その辺に

ついてお答えをいただきたいと思います。行政管

理局長、何か。

○政府参考人(坂野泰治君)

御指摘の情報公開総合案内所は、総務省が全国各地の出先機関に設置をいたしておりますのでございまして、国民の皆様方が情報公開制度を容易に有するには的確に御利用いただくためのいろんな案内あるいは資料提供な

どをやつておりますと、そういうものでございま

す。

○政府参考人(坂野泰治君)

御指摘の情報公開総合案内所は、全国の各府県にも窓口がありますけれども、私は地元での質問に先立つて週末聞いてみましたがけれども、立派な窓口がありません。これはもちろん一人もおりませんでした。

この窓口は九名

といふこと

ですけれども、そのサポート体制とか、事務的にしっかりと受けとめられる

ような体制になつているのかどうかについて、局長で結構ですから、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(松村雅生君) お答え申し上げま

す。

情報公開法の施行から六ヶ月たちました九月末時点では、審査会に対する諮詢件数五百五十一に対しまして答申等の処理件数が九件でございましたけれども、その後、審査会の月別の処理件数は徐々に上がっておりまして、現時点では諮詢件数百九十九件に対しまして六十件が処理済みになっております。

御指摘のとおり、迅速な処理というものは審査会

らでございましたが、九月三十日までの間で全国計で二千三百二十六件の利用ということになつております。

御指摘のよう

に、まだ十分地域の方々に周知

いたしますし、また、委員九名のうちの三

名は常勤委員でござりますけれども、その三名の

とで、部会以外でも日常的に諮詢事件の処理に従事している状況でございます。

さらに、事務局には審査官等三名を含めて専担

の職員二十三名を配置いたしております。

会の迅速かつ充実した調査審議が行われるよう補

佐しているところでございまして、引き続きこの

ような観点から努力してまいりたいというふうに考

えております。

○世耕弘成君

わかりました。だんだん機能が高まってきているところでございまして、引き続きこの法律で情報公開案内所という制度が立つて週末聞いてみましたがけれども、もう一人はもちろん一人もおりませんでした。

この窓口は九名

といふこと

ですけれども、そのサポート体制とか、事務的にしっかりと受けとめられる

ような体制になつているのかどうかについて、局長で結構ですから、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(坂野泰治君)

御指摘の情報公開総合案内所は、全国の各府県にも窓口がありますけれども、私は地元での質問に先立つて週末聞いてみましたがけれども、立派な窓口がありません。これはもちろん一人もおりませんでした。

この窓口は九名

といふこと

ですけれども、そのサポート体制とか、事務的にしっかりと受けとめられる

ような体制になつているのかどうかについて、局長で結構ですから、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(坂野泰治君)

の前の特殊法人改革本部で、先行七法人の改革については決まりました。

だから、これはこれでやつていくと、こうい

うことでございまして、残りの法人につきまして

は、総理からも各大臣にリーダーシップを持って

見直し、改革をしてほしいと、こういう話があり

ましたので、これは十二月中に特殊法人等整理合

理化計画を策定すると、こういうことになると、

あるいは徹底が図られない、そういう面なきに

しもあらずかと思いますけれども、私どもとして

は、例えパンフレット等をいろんな公共施設に

置かせていただくとか、そういう努力もいたして

おりますし、また総務省のホームページにも、こ

ういう案内所があるということなどについて情報

を掲載をいたしております。

そういう努力は進めてまいりたいと考えております。

らも広く国民の方々に御利用いただけるように、

そういう努力は進めでまいりたいと考えております。

私は先行七法人につきましても、これからいろん

な具体的な段取り、これが大変でございますけれ

ども、ぜひ国民のための改革ということで一生懸

命取り組んでまいりたいと。私、何か特殊法人改

革本部の副本部長だそうでござりますので、私も

一生懸命やりたいと、こういうふうに思つております。

今は先行七法人につきましても、これからいろん

な具体的な段取り、これが大変でござりますけれ

ども、ぜひ国民のための改革ということで一生懸

命取り組んでまいりたいと。私、何か特殊法人改

革本部の副本部長だそうでござりますので、私も

一生懸命やりたいと、こういうふうに思つております。

私は先行七法人につきましても、これからいろん

な具体的な段取り、これが大変でござりますけれ

ども、ぜひ国民のための改革ということで一生懸

命取り組んでまいりたいと。私、何か特殊法人改

革本部の副本部長だそうでござりますので、私も

<

见

主性を担保していかれるんでしょうか。

か、あるいは事業運営が非効率的であるとか、あるいは業務、組織が自己増殖をしているのではなくいかとか、あるいはそもそも経営の自律性が確保されないのではないかと、さまざまなる批判があつたわけでございます。こういう批判を念頭に置いて、こういふものを解消する新しい制度として独立行政法人制度をつくつたというわけでございます。

○政府参考人(坂野泰治君) 今、御指摘の点についてお答えいたしますけれども、この独立行政法人化制度をつくった通則法で規定をされておりますことについて申し上げることになると存りますけれども、例えば今御指摘ございました所管大臣の監督についても、一般的な監督ということではなくて、法令に基づいた限定的な監督、専与に限るというルールが例えば設けられておる。あるいは中期計画につきましても、確かに大臣認可ではござりますけれども、しかし、その中期計画の期間

中の各年度計画というのは各法人が作成し、これは大臣に届け出を行うということで足りると。あるいは、国から交付されます運営交付金の使途など、そういう仕組みで法人に経営の自主的な判断が可能になるような裁量権を与える。

各省に設けておるわけでござりますけれども、この人選については、その評価が客観的、中立的かつ公正に行われるような人選を各省において行つていただくということは当然のことでもござりますし、また、この評価委員会の評価それ 자체が公表をされ国民の批判そのものにもさらされるということから、私どもとしては、的確な評価を行つていただこうとするべきであると考えます。

行に仕組みとしてはその趣旨に沿った委員会といふものが設けられてきておると考へておるわけでござります。

なおこの評価委員会及び各所管大臣が行います評価に基づいて、例えば法人の長が、中期目標の達成に大きくおくれておる、そしてかなりそれ

について責任があるということであれば、例えば法人の長の交代なども可能になると、そういう仕組みからなるところも十分で、去りのままで問題となることはない。

う仕組みとしてこの法人制度がつくられたものと
裁量権を与えられると同時にまた責任も負うとい

○世耕弘成君 考えております。
○世耕弘成君 そういうふうにしていただきたい
と思います。

た見方もあるわけですけれども、この辺はどういう形でこの独立行政法人の文字どおり独立性、自

卷之三

もともとこの独立行政法人は、起源は英國のエージェンシー制にモデルをとっているわけでござ

いう政策課題の実現の
我々も考えております

のために特に重要であると

なお、今後の推進に当たっても、I.T.政策の的確、効率的な実施という観点から、総務省の政策と一体となつて行うことは重要であります。I.T.分野の専門的知識やノウハウ等を有するこの通信・放送機構は引き続き実施する体制が最善であると我々は考えております。

ないかと思っております。
さて、特殊法人改革ですけれども、特殊法人何でも悪い悪いというイメージが強いわけだけれども、私、特殊法人の中にも今まで非常にいい役割を果たしてきた法人もあると思います。あるいは、法人全体ではなくても、その法人の中の一部に非常に重要な役割を果たしてきた法人があると思っています。総務省で所管をされております通りで、研究開発を実施する特殊法人等については、省所管の法人も含めまして、国全体の研究開発実施体制として今議論がなされておるところであり、その検討状況も踏まえまして、この分野の研究開発が最も有効に進められるよう組織のあり方についても考えてまいりたいと考えております。

信 放送機構も私はその一例ではないかと思つて
います。

中にはもう役割を終えた役割もたくさんあると
思ひますけれども、一方で I.T 革命が進んでいく
中で、なかなか先の見えない大きな実験プロジェ
クトなどをしてやつて、民間っぽい感じで
研究開発にかかる部分というのは先行投資的な
ところもありますので、単純にコストとかそういう
ことに着目をして民営化、廃止をするというの
は私はいかがなものかと思いますので、ぜひ慎重
に取扱いをしていただきたいと思います。

やつてという形で役割を果たしてきた。これが統一革命に対して関与をしようと思ったら、もうあとは補助金とか、あるいは国立大学を通すとか、そういう形しかなくなつてくるわけでございまして、この通信・放送機構について、改革についても、それは恣意省としてどうのこうの考へになつて、いろいろな御説をお願いいたしたいと思ひます。さて、今回、この法案を通して独立行政法人やあるいは特殊法人の情報公開が進められていくわけですから、それとも、特に特殊法人の情報公開ということをを考えたときに、例えば道路公団の例を見ましても、その当該の法人の情報公開だけでは私は十分ではない。やっぱり子会社、関連会社、取引先も含め、きよせしめど、ところどころ

この法律は本当の意味での値打ちを持つことない程度すそ野の部分の情報まで公開をしないと、引合などしてはしきりませんけれども、そういう大あたか、お伺いしたいと思います。政務官、お願いいいします。

の大臣政務官(山内俊夫君)、世耕委員はこのヤンルについてももうプロ中のプロでございまして、特にこの通信・放送機構というものにおける役割というのを十分御理解いただいているものと考えておりますが、この通信・放送機構というものは、基礎的研究をやられている大学とそして応用的研究開発をやられている企業とのちょうど中間に位置いたしまして、IT国家の実現を目指すところにないかというふうに思っております。

今回の法律をつくるに当たって、昨年七月に特殊法人情報公開検討委員会が意見書を出しておられて、この法律のベースとなっていると思うんですけれども、その意見書の中でも、子会社、関連会社、関連公益法人の一覧、業務の関係、役員關係、主要な取引実態等についても情報公開すべきだという意見があるわけですが、やはり、こ

の子会社等、特殊法人に関しては財務情報も含めてほぼ完全に情報公開の対象になり得るというふうに考えてよろしいんでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○政府参考人(坂野泰治君) 各法人が子会社あるいは関連会社等を保有しております場合に、各法人自身がその子会社などについて財務情報を把握

しその関係の資料を保有しておる、そういうことは当然あるわけでございまして、これはこの法案が成立し施行されればこの情報公開法の対象に当然なつてくるものだというふうに考えております。

また、今御指摘の委員会の報告書の部分というのは、情報公開の請求を待つまでもなく、各法人が各法人の業務等についての情報を積極的に提供すべきだ、そういう御指摘があり、ただいま御提案申し上げております法律案の中にも提供制度といふものを別に起こしておるわけでございます

が、その提供制度で提供されるべき情報の中に、は、ただいま御指摘の子会社、関連会社等に関する情報は必ず含めてもらいたい、そういう御指摘もございました。

私ども、こういうことを踏まえて、この法案が施行されるまでに必要な政令等の手当を行つてまいりたい、そのように考えております。

○世耕弘成君 その政令等をつくられるときには、ぜひ、子会社とは何かという定義も含めて、抜け道をつくらないように、この法律がせっかくできたのにざる法と言われないように最大限留意ををしていただきたいと思います。

それともう一つ、じや今度特殊法人の財務状況が公開されていくわけですが、それが通り一遍の私は公開では十分ではないと思う。特に、今企業では事業別、セグメント別の財務状況をアニュアルリポートに載せるのは、もうこれは当たり前のことですが、やはり特殊法人の責務だろうと思います。N HK自身も既にことしの情報公開においてもセグメント別の財務状況、例えば道路公団ですと、どうなるのかわかりませんが、例えは路線別の収支状況とかそういうの

も含めてしっかりと公開していく必要があると思思いますけれども、セグメント収支の公開については行われると考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(坂野泰治君) 基本的には、たゞN HKが今回は対象となつております。

○世耕弘成君 わかりました。報道機関ですか

ら、当然国との関係のときには報道の自由ということがやはり配慮をされないという点で、私も

思

が対象外となつたり、いろんな議論がしっかりと行われてこの法律の対象となる組織が規定をされているわけですが、一つお伺いをしておきたいのはN HKです。N HKが今回は対象となつております。対象外なつてはいるわけです。しかし一方で、今新聞等でも、例えはN HKの子会社との取引の問題ですか、あるいはインターネット事業へどんどん進出を始めているわけだけれども、そこには内部相互補助があつて、業界に対する懸念が出ており、N HKに対する情報公開のニーズは、高いと思います。

さて、情報公開というとすぐむだ遣いとか交際費だとそそちの方へ行くわけですが、それでも、そこには内部相互補助があつて、業界に対する懸念が出ており、N HKに対する情報公開のニーズは、高いと思うんですが、それがあえて対象不利な状況になつてはいるんじやないか、いろんなニーズは高いと思うんですが、それがあえて対象外なつてはいるという理由についてお伺いをしたいと思います。

さて、情報公開というとすぐむだ遣いとか交際費だとそそちの方へ行くわけですが、それでも、そこには内部相互補助があつて、業界に対する懸念が出ており、N HKに対する情報公開のニーズは、高いと思うんですが、それがあえて対象不利な状況になつてはいるんじやないか、いろんなニーズは高いと思うんですが、それがあえて対象外なつてはいるという理由についてお伺いをしたいと思います。

さて、

○副大臣(遠藤和良君) N HKは本法の対象になつております。その理由は、N HKは放送法の中、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確立する」と、こういう趣旨でございまして、要するに國の義務放送をN HKに課しているんではない

ことは、あくまでもやはり眞の目的は財務の透明度を高めて経営状況をしっかりと把握していくことが大前提、根本だと思っております。

この特殊法人の経営状況を把握する際には、やはり前提として会計基準がちゃんと、例えは横並びで特殊法人を比較できるとか、あるいは民間の類似会社と比較できるようなレベルまで会計基準というのがきっちり整えられていることが前提だと思いますが、特殊法人の会計基準の作業についてはどういう状況になつているんでしょうか。財務省からお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(牧野治郎君) お答えいたします。

特殊法人の会計処理につきましては、特殊法人等会計処理基準というものが昭和六十二年に定められまして、これに準拠して行われております。

ただ、これにつきましては、民間企業の決算書

に習熟した方から見てわかりにくいう御指摘があつたり、それから最近の企業会計の連結決算の重視とか時価会計の導入といった新しい動きを反映していないというような御意見がございまして、私どもいたしましては、できるだけそういう企

業会計原則に準拠した、そういう計算書も説明責任を果たす、あるいは透明性を高めるという意味で作成しようと考へまして、特殊法人等に係る行政コスト計算書を作成いたしまして公表いたしましたところございます。

この行政コスト計算書は、先ほど先生からお話をございました、例えは子会社との連結決算を開示するとか、それから関連する公益法人の財務情

報をやはり開示するとかいう意味で、その説明責

任、透明性を高めるということで寄与するものだと考へております。

さて、今回の法律はあくまでも政府の一部を構成する法人を対象という形なんですから、先ほどの私が申し上げた意見書の中には、指定法人で競争が起こるような、あるいは民間と常に比較をされているような状況をつくり上げていただきたいと思います。

さて、今回の法律はあくまでも政府の一部を構

成する法人を対象という形なんですから、先ほどの私が申し上げた意見書の中には、指定法人で競争が起こるような、あるいは民間と常に比較をされているような状況をつくり上げていただきたいと思います。

さて、今回の法律はあくまでも政府の一部を構成する法人を対象という形なんですから、先ほどの私が申し上げた意見書の中には、指定法人で競争が起こるような、あるいは民間と常に比較をされているような状況をつくり上げていただきたいと思います。

○副大臣(遠藤和良君) 今後の課題であると認識しております。

特に、地方の話がありましたけれども、地方公共団体では国に先駆けて情報公開をしておりまして、実際、平成十三年四月一日現在で、全国の全都道府県それから全政令指定都市のほか、市町村も六五・六%が既に条例をつくりまして情報公開をしております。また、土地開発公社等の地方三公社とか第三セクターにつきましても、積極的に情報公開に取り組むことを必要と考えております。

そこで、おつしやる関連の会社の様子等

をして一独立行政法人等の説明責任というものに矮小化されてしまっているんです、矮小化。やはり、政府の説明責任と一独立行政法人の説明責任というのは大きく違うんです、意味合いとしては。そのことは大臣、副大臣も御理解いただけるかと思いますが、なぜそんなふうに矮小化されてしまったのか、お尋ねします。

うことからそのようにしたわけでございまして、法令用語としての政府に独立行政法人等を含めて規定する用例は現在ほかの法律でも見当たらぬと、こういうことでございまして、法制技術的な整理のためにそのように規定をしたわけでござります。

本法第1条「政府の職員責務を全般に充実するための制度の一環として整備するという趣旨は法の目的の方に書いてありますて、法の目的の方に「国民主権の理念にのつとり、「国民に説明する責務が全うされるようにする」と、こういうふうに政府の責任を規定することで明らかにしておるわけですがございまして、直接的に法律技術的な問題として政府のとは書かずにこれを独立行政法人等というふうにしたということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○内藤正光君 副大臣の真摯な答弁で、これで終えておけばいいんですが、ただ一つここで意地悪な言い方をさせていただきますと、ここでもし仮に政府の国民に対する説明責任というふうに書き込んでしまって、情報公開の対象機関が独立行政法人のみならず、今後指定法人などと民間法人だとか次々と広がってしまう。このことを恐れて一独立行政法人等の説明責任ということに矮小化したこと。矮小化してしまったがために、さきの行政機関情報公開法では確かに書き込まれていた「国民的正確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」という文言が書き込めなくなってしまったのではないかなと、私はちょっと意地悪な見方をするんですが、お尋ねしま

たいのは、そうではないと、ちゃんと、今回の法案が目的とする究極のものは、あくまで公正で民主的な行政の実現にあるんだというふうに理解してよろしいんですね。できれば大臣の答弁をいただきたいんですが、確認答弁をいただきたいんですが。

○國務大臣(片山虎之助君) もちろんねらいはそういうことで、立法技術的にここは政府と書くのはなかなか書きにくい、読めないと、こういうことでございまして、理念や趣旨や考え方方は全く一緒でござります。

○内閣正光君 では、そういうた立法趣旨 理念に従つて、今後情報公開の推進に努めていくって ただきたいと思います。

法案を読んでいきますと、本法案が対象とする法人は、第二条の定義によりますと、一つとしてはすべての独立行政法人、六十法人あると。二つとしては別表に掲げる八十五の特殊法人や認可法人人というふうになつております。特に、私はこの別表に掲げる八十五の特殊法人並びに認可法人についてお尋ねしたいんですが、なぜこのような結論を導くに至つたのか、その判断基準とは一体何だったのか、お尋ねします。

○副大臣（遠藤和良君） 本法の対象とする基準は、政府の一部を構成すると見られる法人であるかどうかということをごぞいまして、政府の一部を構成すると見られるか否かというのは、それを構成するの法の趣旨により判断をしたということでございます。

具体的には、先ほどお話をありましたけれども、独立行政法人とか特殊法人とか認可法人、その設立法におきまして、まず一つは理事長等を大臣等が任命することとされているもの、あるいは当該法人に対しても政府が直接出資することとされているものの、そういうものにつきまして対象となりましたということをごぞいます。

○内藤正光君 設立法の趣旨から導き出されるも

のとして、理事長等を大臣等が任命する法人あるいはまた政府出資が可能な法人にたどり着くということですね。

ただ、私も設立法を幾つか読んでみたんです
が、設立法というのは個々の事情を語っているだけであつて、決して、それをたどつていくと、理事長等を大臣が任命する法人だと、あるいはまた政府出資が可能な法人等へどうもつながっていないわけなんですね。

どうもこの辺のプロセス、わかりやすく教えていただけませんでしょうか。もし、局長でも。
○政府参考人(坂野泰治君) ただいま遠藤副大臣からも御答弁申し上げましたが、対象法人の範囲を検討するに際しては、この情報公開法の制度の趣旨からして説明責任を全うする観点から、政府の一部を構成するものであるかどうかという観点で個々の設置法を検討したということでございま
す。

それで、その設置法を検討するに際して、政府の一部を構成するか否かということを考えるときの最大のメルクマールというのは、その法人の根幹となる部分について政府が重要な関与をしておる、そういう部分であると考えて、理事長等の任命あるいは政府の直接出資というメルクマールを立てて、まず法人の選択を行つたわけでございます。

ただ、このような一般的な基準によらずとも公営競技関係法人、特殊会社あるいは共済組合、あるいは先ほど御指摘のNHK、あるいは日本銀行というものにつきましては、その設立法の趣旨等を個別に検討いたしまして、政府の一部を構成すると見られるものについてはこれを対象とすることになりました。

○内藤正光君 そこまで、大臣等が理事長等を任命するという基準についてお尋ねしたいと思うんです。

ところが、現状はどうなのかというと、理事長を初め多くの役員の方々というのはあたかも毎年は指定席のように各省庁から天下つてくるわけで

す。そのボジション、別にそこに任命だとか何かいうプロセスはなく、もう指定席のごとく天下つてくるわけです。こういった現状を指して、現に国土交通省の方もこの読売の記事でも明言しているわけなんですが、「事実上の任命制と批判されても反論できない実態だった。」というふうにおおしゃりしているわけでございます。

これを踏まえると、大臣等が理事長等を任命云々という基準というのは、余りにも形式的な基準で意味のない基準ではないのかなというふうに私は思うんですが、大臣、これは本当に意味のある基準だというふうにお考えになるんでしょう。

○國務大臣（片山虎之助君） 政府と一体かどうか、ダミーと言つちやいけませんが、そういうことからいうと、外形基準というとやっぱり役員とお金、出資でしょうね。そういう意味で、一般的には理事長等の選任と出資云々と、こう入れていますけれども、しかしそれだけじゃとても当てはまらないんで、あとは個別法の趣旨を見てと、こういうことで例えば日銀を入れるとか、あるいは公益法人を入れるとか、こういうこともやつているわけですね。

ただ、本当はそういう外形的な基準じやなくて、一つ一つきつちり説明できるような理由があつた方があるいはいいのかもしませんけれども、それはなかなか大変ですから、こういう外形的な基準でやつたと。そこで、結果として、一覧表を見ていただければ、私は、大体これでとりあえずのいわゆる公の政府の説明責任、そういうことは全うできるんじやなからうかと、こう考えております。

○内藤正光君 大臣はとりあえずはこれで第一歩だということで、ただ、この第一歩でとどまるんではなくて、まだ第一歩も第三歩も歩んでいかなければいけない、そういう理解でよろしいんですね。

○國務大臣（片山虎之助君） 例えば指定法人が議論になつてゐるでしよう、相當。だから、そういう

うことは今私どもの方で研究会をつくって研究しておりますから、そこで結論を得られれば、やつぱり公の政府の説明責任というものの拡大ということは私はあり得ると思つています。そういう意

○内藤正光君　そこで、先ほど指定法人という言葉が大臣の口から出たわけなんですが、その指定法人は後から議論するといったしまして、まず民間法人、もつと正確に言いますと民間法人化された特殊法人だとか認可法人について何点かお尋ねしたいと思います。

これは、言うまでもなく第一次土光臨調のとき
に編み出された一つの案ではございますが、特殊
法人改革の一つの目玉だつたわけでございます。
しかし、当初のねらいからは大きくかけ離れて、
今ではこの民間法人というものは、単に行政上、民
間とみなすだけの特殊法人に成り下がつてしまつ
ている嫌いがあるんではないかなと思つております。

間法人化された小型船舶検査機構というものがあります。その設立法が船舶安全法というものがあります。

が、昭和六十二年に民間法人化されたことでこの設立法とも言うべき船舶安全法はどうなったのか。なくなつたのか、あるいはまた現存してちよつと修正が加えられたのか。もし修正が加えられたのであれば、どこがどう変わつたのか、ボイントだけで結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(安富正文君) 同機構につきましては、船舶安全法に基づきまして設立された形で昭和六十二年に民間法人化されておりますけれども、その後、船舶安全法自体、多少の規定の整備とかはございますが、先般には小型船舶検査機構に新しく登録業務を行うというような形での規定の変更はございますけれども、その業務内容自体は基本的に同じでございます。

のか、お答えいただけますでしょうか。

○國務大臣（片山虎之助君） これはいろいろで、恐らく、今の小型船舶検査機構というんでですが、私は実態を知りませんけれども、やつぱり同様の監督権が残っているのは公の必要性があるんですよ、その分だけ、実態はともかく。それから

任等政府の関与を最小限にして、こういうふうな形になつております。いずれも民間の法人と同じような状況にあると判断をいたしまして本法の対象としなかつたと、こういうことでござります。

○内藤正光君　この船舶安全法、変わったところはどこですかね。ほかにまだありませんか。
○政府参考人（安富正文君）　先生のお尋ねの趣旨が船舶安全法の小型船舶検査機構にかかる部分で変わったところという趣旨でございましたらば、一つは出資金の規定が排除されましたし、もう一つは理事長の選任を運輸大臣の任命制から認可制に変更する、さらには資金の借り入れ等の運輸大臣の認可制の廃止を規定して改正されております。

ら認可に変わったと、ここはかなり大きなところではないのかなと思うんですが、そういう意味ではちょっと緩和されたということなんですね。変わったところというと、一番大きなポイントはそこじゃないのかなと思うんですが、そうなると大分規制緩和されたのかなというふうに思うですが、ところが、ちょっとこれは見にくくて申し訳ないんですが、これが船舶安全法で、まだまだ

大臣認可したとか監督命令だとかいうところが随所に残っているんです。

など思ひます。つまり國の関与が大きいといふことに対するは、民間法人化されたからといて何一つ変わらない。その結果がどうなつたかというと、これまで八月四日の読売でもがんと言つして、いろいろな、二三、二二、四四、四四、四四

言われてしるんですか。もうとにかくこの小型船舶検査機構というのは七四年の設立以来ずっと運輸省と海上保安庁の出身者、つまり天下り役員〇Bで占められてきているという現状があるわけなんですが、設置法で導入してはいるから。民間法人と

いうと民営化されたように聞こえるんですが、全く変わっていない。その実は特殊法人そのものなわけです。

そこでお尋ねしたいのは、ところが今回の法案では民間法人というのは初めから除外されています、情報公開の対象から。このことを大臣はいいと思うのかどうなのか、どのようにお考えになる

ている、廃止している、それから役員の自主的選

ている、廃止している、それから役員の自主的選任等政府の関与を最小限にして、こういうふうな形になつておりますと、いずれも民間の法人と同じような状況にあると判断をいたしまして本法の対象としなかつたと、こういうことでござります。

任等政府の関与を最小限にしている、こういうふうな形になつておりますし、いずれも民間の法人と同じような状況にあると判断をいたしまして本法の対象としなかつたと、こういうことでございります。

しておなかつたと、こういうことでございま
す。

○内藤正光君 ちょっとしつこくて申しわけない
んですけど、先ほど指定法人については大臣は、今
後研究を重ねていく、早急に研究を進めていく、
それで情報公開の対象にすべきかどうかということの
を結論を出すということをおっしゃっていただき
たわけなんですが、民間法人についても当面この

法案ではのせない、それはいいでしよう。しかし、民間法人についても早急に検討して情報公開すべきかどうか判断するという理解でよろしいんですね。

○國務大臣(片山虎之助君) 特殊法人から民間法化されたものは民間法人になるんですよ、最終的には。過渡的に、今言いました公の必要があるて監督権が残つたり、たまたま適任者がいないか

ら、自由に選んでいいんだだけれども、そういう関係の人がなっているということはあるんだけれども、これは完全に民間法人化になる過渡的なことですから、そういう民間法人まで政府の説明責任につけては、どうぞ、どうぞ。

これは委員が言われるよう、将来とも、民間法人の形はしているけれども特殊法人的なものがずっと永久に残るようなら、それは検討の対象になりますね。そういうふうに御理解賜りたい。

○内藤正光君 将来も特殊法人的なものが残るようならばと、ならばという仮定がついたわけなんですが、私は、そういうふた仮定をつけずに、

民間法人についてもやはり俎上にのせて情報公開の対象にすべきかどうか研究すべきだ、検討すべきだと思います。その検討の結果、大臣のおっしゃるよう情報公開の対象にすべきでないといふ結論が出たならそれはそれでいいでしょう。しかし、少なくとも私はこの法案が通過した後は早急に民間法人についても指定法人と同様に検討課題として議題にのせるべきだと思うんです。その辺ちょっと、ある程度の御回答、御答弁を

残っているんです。ほとんど変わっていないんですね、特殊法人のときから比べて。大臣の任命から認めになつただけの話で、ほとんど変わってない。そういうことを踏まえて、もう一回、再度答弁を求めます。

○國務大臣(片山虎之助君) 今の行政改革、特殊法人等改革の中で、民間法人化された特殊法人についても設置法が残つたり公のあれが残っているものについてはどうするかという議論になつていいんですよ。それも、完全民営化か、廃止か、別の形か、こういうことの仕分けをしますから、そ

○内藤正光君 経営はなぜ除外したのかといふと、経営面については民間活力が導入されていくから、そこまで情報公開の網をかぶせると、いうのは競争を阻害してしまうという、今副大臣でおつしやった、そういうことをよく聞くんですねが、ところが実態は、関空の役員等々はほとんど天下り〇Bで占められている、そしてまた部長級等については各省庁の出向組で占められている、というふうに聞いております。

まず、国土交通省さんにその辺の実態について

いて、事業別の明確な損益を計算していかつた。これは民間企業だつたらイロハのイですよ。こういつたことを踏まえて、どうやつて赤字を減らそうかというのを分析していくわけですから、イロハのイなんです。そういうついたイロハのイを閑空は開港以来全くやっていなかつた。こういつたことが会計検査院で指摘されているわけです。まさにこれは経営のすさんざそのものを指摘されてゐるわけなんです。

会計検査院の調査の目的はどこにあるか。先ほどの質疑にもあつたんですが、まさにこれは国民

仕事減らしんですよ。委員には迦迦に説法ですけれども、公の仕事減らし。小泉総理は民間にでることは民間にと。完全に民間法人になるものは商法その他の手続でいろいろ議論してもらえばいいので、やっぱり公のかわりをするようなものについては、それは理事長だとか出資だとかといふ外形基準を使っていますよ、そういうものについては政府の公の責任があるので説明責任全うのために情報公開するので、民間のものは民間の手続によって情報公開してもらえば私はいいと思うので、ただ、そこであいまいなもの、あいまいな、どっちかわからぬと、特殊法人的ではないかと、そういうものがずっと残って公の関与があるので、なら検討の対象になるんではないでしょうかかと、いうことを申し上げておるんです。

○内藤正光君 わかりました。前向きな答弁、ありがとうございます。
続きました、ちょっと関西国際空港についてお尋ねしたいんですが、関西国際空港についてもこの法案の対象になるんですが、ただ、それは限定的であります、建設業務だけを対象とするとなつてきているわけです。経営についてはその対象としないと。
じゃ、その理由について、真意について、総務省ですか、お尋ねしたいと思います。
○副大臣(遠藤和良君) 関西国際空港株式会社でござりますけれども、これは特殊会社です。しかし開の対象になり得ると思いますので、それは検討します。

○政府参考人(深谷憲一君) 関西国際空港株式会社におきます役員それから部長についての出身のお尋ねでございますけれども、関空会社役員、理事在十三名おります。このうち国家公務員の経歴を持つた者は六名という状況でございます。なお部長につきましては、現在十三名おりますが、同様の国家公務員の経歴を持つ者はうち十二名という実態でございます。

○内藤正光君 先ほど、役員なんですが、すべて十三名のうち六名と言つたんですが、そのうち二名は監査役ですので、いわゆる取締役以上は十二名、九名のうち六名がいわゆる天下り〇Bで占められていると。そして、部長級についても、十二名のうち東京に十二名が各省庁からの出向で占め

が払っている税金が適正に使われているかどうかを知ることなんです、会計検査院の調査の目的というのではなく、その一番大きな目的というのは。そしてまた一方、情報公開の目的というのではなくて同じなんです。国民の税金がちゃんと適正に使われているかどうか、こういったものをチェックするためには情報公開が必要なんです。

ところが、同じ目的なんですが、今回の法案では経営面は情報公開の対象にしないとなつていています。私はここでちょっと矛盾が生じると思うんです。会計検査院で問題ありと指摘されながら、その部分について情報開示を求めても情報開示できないんですね。これは私は、バランスといふんです。整合性がとれていないんじゃないかなと思うんですが、その整合性のとれてないな、ここに対する

○内藤正光君 この民間法人についてはこれまで最後にしますが、いずれにしても、私は設置法が残っている限りは情報公開の対象にすべきなんだと思います。設置法がなくなってしまえば大臣のおつしやるとおりだと思います。設置法があるわけですから、ほとんどの民間法人、みんな残っているわけですよ。小型船舶についても設置法は

て供給されている、こういうふうなことにかんがみまして、また、空港の建設は、国土交通大臣が基本計画を決定し、これに従つて会社が建設を行ふ、このようになつておる点を考えまして、同社は他の特殊法人とは異なつて、空港の建設業務については国民に対してその説明責任を有するということで、同社の中で建設関係のものにつきまし

そこで、これまた十一月六日の読売の記事に載っているわけなんですが、つい最近、会計検査院の調査を受けてある大きな問題が指摘されたと。

沿つて、建設業務に関する部分については情報公開制度の対象とする必要があるけれども、空港の運営などの業務については、他の特殊会社と同様に、株式会社として营利企業の行動原理にのつた経営が競争のもとに行われている、そう認識をいたしましてこの制度の対象外にしたということをございまして、この区分は私どもの考え方

に沿って維持をしていく必要があるというふうに考えるわけでございます。

なお、会社におきます具体的な経理のあり方自体については、それぞれまた会社の問題として適切に対処をしていただきたい、そのように考えるものでございます。

○内藤正光君 局長、さつきいろいろおっしゃつていただいたわけなんですが、経営の面については、他の会社と同様 民間会社と同様 競争原理にのつとつてとおっしゃるんですが、先ほどから私が指摘しているように、役員の大半が天下り、部長級のほとんどが出向組、そして民間会社だったら本来やるべきイロハのイを全くやっていない。これ、どこが民間会社と競争しているんですか、競争原理にのつとつて。私はそうは思えないんですが、いかがですか。

○政府参考人(坂野泰治君) 対象とします法人の範囲を考えます場合に、私ども、るる申し上げておりますメルクマール以外に、例えば今の役員に関する人事の態様あるいは財政資金、これは例えば補助金だと貸し付けだとその他のさまざまなもので財政支出が行われることがあるわけでございませんけれども、そういうものについても着目してはどうかという議論は経過としてはるございました。

しかし、例えば役員に関する人事そのものをとらまえて法人の範囲を決定するそのカテゴリの基準とするということについては、そもそも制度として仕組むだけの厳格な区分となり得ないのでないか。任命権の制度的な仕組みその他を考えて判断をする、そうすれば国が、所管大臣が直接任命をする、そういうメルクマールでとらえることが適当ではないかということになつたわけでございまし、また補助金や貸し付け等をメルクマールにすることにつきましても、これは通常の民間法人に対しても貸し付けその他が行われるということはあるわけございまして、これも法人の区分のメルクマールとしては採用することが適当ない、そのように考えてただいま御提案を申

し上げているような考え方になつたものでござります。

○内藤正光君 何かちょっとよくわからないんでありますが、私が言いたいのは、大臣等が理事長等を任命するだとか、あるいは政府出資が可能だとかいう形式的な基準は全く形式的で意味がないというふうなことを言つてお伺いします。

中部国際空港は今回の法案の対象の中に入るんですか、入らないんですか。

○政府参考人(坂野泰治君) 対象法人となつております。

理解をしておるわけでございまして、おっしゃるようなことにつきましては、また今後の検討課題かなと、こう思つております。

○内藤正光君 どうも納得のいく答弁が得られませんが、何百億円ものお金が入つておるわけですが、じや、ちょっとお伺いします。

中部国際空港は今回の中に入れるんですか、入らないんですか。

○内藤正光君 どうも納得のいく答弁が得られな

ませんが、何百億円ものお金が入つておるわけ

です。

○内藤正光

そこで、今のホテルや駐車場ですか、その損益がはつきりしていないというのはこれはいけません。これは会計検査院が恐らく指摘するので直すと思いますけれども、ただ、会計検査院がやっているものを、おまえ何で情報公開しないんだと言わても、国はいろんな民間に対しても補助や出資や融資をしているんで、それは会計検査院の仕事でやつてもらうんですよ。出したからといって全部情報公開じゃないんです。そこは一定の情報公開としては基準を持ってやっていくと、こういうことでございまして、大分答弁いろいろ言いましたけれども、そういうことでございまますので、御理解を賜りたいと思います。

○内藤正光君 恐らく、指定法人は民間発意でまず始まつて、それで公益性が高いということで大臣が後から指定をすると。一般的の仕事はそれでいいと思うんですけど、指定法人は。

ところが、空港が民間発意で果たしてつくられるのかどうかですね。やっぱり国の強力なてこ入れがなかつたらあんな空港なんというプロジェクト起つこりようがないんですよ。やはりこれは、単に特殊法人、認可法人、指定法人いろいろ名前はあれど、結局そんなのは形式的なことであつて、実態は同じだと思うんですよ。まさか空港が民間発意でそのプロジェクトが起つるこということはないですよね。そんな例ありますか、国土交通省さん。

○政府参考人(深谷憲一君) 空港そのものの設置は空港整備法で一種、二種、三種で規定されておりまして、それに該当するものについてはそれぞれ設置管理者あるいは国の負担あるいは助成の割合等が規定されています。ただ、空港そのものはその空港整備法にのつと空法に基づいて設置の許可がされますので、そういうものの中にはあると思います。

○内藤正光君 法律的にはそうなのかもしれませんが、実態上、あんな大きな中部国際空港にしろ閑空にしろ、民間発意でつくつたと、そこにたま

たま公益性が高いから指定法人として指定するなうんということは常識でいたら考えられないです。これは会計検査院が恐らく指摘するので直すと思いますけれども、おまえ何で情報公開しないんだと言わても、国はいろんな民間に対しても補助や出資をしていてるんで、それは会計検査院の仕事でやつてもらうんですよ。出したからといって全部情報公開じゃないんです。そこは一定の情報公開としては基準を持ってやっていくと、こういうことでございまして、大分答弁いろいろ言いましたけれども、そういうことでございまますので、御理解を賜りたいと思います。

○内藤正光君 恐らく、指定法人は民間発意でまず始まつて、それで公益性が高いということで大臣が後から指定をすると。一般的の仕事はそれでいいと思うんですけど、指定法人は。

ところが、空港が民間発意で果たしてつくられるのかどうかですね。やっぱり国の強力なてこ入れがなかつたらあんな空港なんというプロジェクト起つこりようがないんですよ。やはりこれは、単に特殊法人、認可法人、指定法人いろいろ名前はあれど、結局そんなのは形式的なことであつて、実態は同じだと思うんですよ。まさか空港が民間発意でそのプロジェクトが起つるこということはないですよね。そんな例ありますか、国土交通省さん。

○政府参考人(深谷憲一君) 空港そのものの設置は空港整備法で一種、二種、三種で規定されておりまして、それに該当するものについてはそれぞれ設置管理者あるいは国の負担あるいは助成の割合等が規定されています。ただ、空港そのものはその空港整備法にのつと空法に基づいて設置の許可がされますので、そういうものの中にはあると思います。

○内藤正光君 法律的にはそうなのかもしれませんが、実態上、あんな大きな中部国際空港にしろ閑空にしろ、民間発意でつくつたと、そこにたま

ましては、関西国際空港株式会社法という独立の法律がございまして、これは特殊法人、いわゆる特殊会社としていわゆる強制設立をされておりましたが、中部国際空港株式会社につきましては法律という法律がございまして、その中で、適格な者があれば指定をして、民間の中のその指定をします。そして、その出資がどのように使われたのかというものを国民に対する説明責任が国土交通省にはあると、このように理解をしております。

○内藤正光君 それを束ねるのが経済省じゃないですか、指揮監督というのか。違いますか。すべて国土交通省さんにお任せしますというそういう態度は、そういう姿勢は私はあり得ないと思っていますが、いかがですか。

○副大臣(遠藤和良君) 指定法人自体に情報公開法の対象とはしていらないわけですが、それでも、今の中西部国際空港株式会社も閑空も、閑空の建設の方は情報公開の対象ですけれども、運営の方については、やっぱり国が例えば出資しているとか融資しているとか、そういうことならその部分は開示のもちろん対象になるので、それを大いに活用してもらえばいいという遠藤副大臣の答弁のとおりなんですか。

一方は指定法人、民間発意でつくつたものを指定するというような形式。でも、そんなのは常識で考えて通用しない答弁ですよ。単に指定法人にしで、みずから所管下にあるそししたものに対して出資をしていることがあれば、それを情報をきちっと公開していくというのは本来の趣旨でございまして、この法律でなくて、この四月に施行されました法律でもつてきちつと担保していく、こういうことが重要ではないかと思います。

○内藤正光君 残された時間、あと一、二分でござりますので、最後に大臣に答弁を願いたいわけなんですが、今まで私が議論してきたのは、理事長等を大臣が任命するだと政府出資が可能だという基準は余りにも意味のない形式的な基準だと思います。

そこで、時間もありませんが、私は、先ほど副大臣がちょっとおつしやつたこと、また同じよう空港も国からの大変なお金が入つてますよ。私は、この法律案は第一歩といふうなことを思つて評価はしますが、これで満足してはいけない

と。やはり指定法人だと民間法人だとかいうのと、できるだけ早急に情報公開の対象とすべく取り組んでいっていただきやいけないとは思うんですけど、情報公開のあり方に關する大臣の考え方、大所高所に立つた考え方を、行政改革に熱心な大臣の考え方をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 理事長を政府が任命かどうかとか、出資をしているかどうかが全く意味がない基準だと私は思いません。相当意味があると。しかし、それだけでは全部カバーし切れないのでしょうね。

そこで、個別にとことんを加えているわけですが、それでも、今の中西部国際空港株式会社も閑空も、閑空の建設の方は情報公開の対象ですけれども、運営の方については、やっぱり国が例えば出資しているとか融資しているとか、そういうことならその部分は開示のもちろん対象になるので、それを大いに活用してもらえばいいという遠藤副大臣の答弁のとおりなんですか。

○副大臣(遠藤和良君) 指定法人自体に情報公開法の対象とはしていらないわけですが、それでも、今の中西部国際空港株式会社も閑空も、閑空の建設の方は情報公開の対象ですけれども、運営の方については、やっぱり国が例えば出資しているとか融資しているとか、そういうことならその部分は開示のもちろん対象になるので、それを大いに活用してもらえばいいという遠藤副大臣の答弁のとおりなんですか。

○内藤正光君 終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でござります。

先行二名の理事、委員のかなり網羅的な御質問が続いたところでございますが、確認の意味も含めて若干質問をさせていただきたいと思います。

今回、行政機関情報公開法に統いて独立行政法人等の情報公開法という形になるんですが、先ほどの質問では、行政機関情報公開法と理念というか目的は一緒だというお話をございました。法技術的な問題もあるかもしれませんけれども、これをあえて別建ての法律にするといいますか、要するに行政機関情報公開法で改正をしていけばいいんではないのかなというふうなことも含めて本法のいきさつ等について御説明をいただければ

と思います。

○国務大臣(片山虎之助君) 行政機関情報公開法をつくるときに独立行政法人等も含めたらという議論は確かにあつたんですね。そこでいろいろ法制的に検討しましたら、やはりそうはいつても国そのものと独立行政法人や特殊法人や認可法人は違うではないかと、性格も。業務内容はもちろん違いますよね。あるいは国との関係も出てくるわけですね、国そのものではありませんから。

そういうことをいつて、一つの法律に無理やり突っ込むのはいかがかな、これは分けた方がすつきりするということになりまして、行政機関情報公開法の四十二条に根拠をつくって、別に早くつくれと、こういうことになつたわけですよ。それを二年以内にやれというのがまた国会の議論で、附則でそういうことが決まりましたので、そこで今この法案を出しているわけでございまして、いろんな考え方として一つということはあります。

しかし、一つにすると大変立法技術からいっても難しいという議論だったと思いますが、何度も言いますが、理念や目的やそういうことは同じでござりますから、基本的な仕組みは行政機関の情報公開と同じでござります、基本的なところは、幾つか違うところあります。それはこの法律で書かせていただいている。目的も、向こうは丁寧に書いていますけれども、こつちは少し省略しました。省略したからといって省略した部分をやらなければ同一の内容がこのNHKの自主規程においても確保されているものというふうに思つております。

○魚住裕一郎君 先ほども質問でございましたが、NHKを対象法人とすべきというそういう意見ももちろんありました。

どういう理由でこれを対象外としたのか、もう一度御説明をいただきたいと思いますし、また、独自の情報公開の仕組みを運用されているというふうにお聞きをしましたけれども、その概要並びに評価を御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(高原耕三君) NHKでございますが、NHKについては政府の諸活動としての放送を行わせるために設立された法人ではないといふことから、今回の独立行政法人等情報公開法制の対象外というふうになつているところでござります。

しかしながら、NHKは本年七月から、受信者に対する説明責任を果たすという観点から、総務省の意見も踏まえながら自主的にNHK情報公開規程を定めて運用をいたしております。

その内容でございますが、例えば対象文書でござります。対象文書については、役職員が業務上共用するものとして保有する文書というふうにされております。また、不開示情報については、特定の個人を識別できるもの、あるいは他の法人等に関する情報で権利等を害するおそれがあるものというふうにされております。また、開示請求ができる者としましては、NHKの放送の視聴者と

関となることに伴いまして、委員三名を増員をいたしまして独立行政法人等からの諮問事件を処理する部会を新設する予定でございます。また、新設される部会の事務を補佐するため、事務局職員の増員につきましても来年度予算の中でも要求を行つてあるところでございます。

これらによりまして、独立行政法人等が対象になつて以降も充実した、かつ迅速な調査審議が行われるよう、そういうことを通じまして審査会の役割を十分果たしてまいりたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 それから、情報開示という以上に、基本的に文書が大事かと思つておりますが、この文書の管理、それから情報公開を求める場合の手数料等が、今回の法律案では、行政機関の情報公開法を参考に各独立行政法人等が決めるといふことになつてゐるわけであります。確かに、各法人等の自主性が尊重されるという点からしますと望ましいとも考へ得るわけでございますが、

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、まだNHKの情報公開も七月に開始されただばかりでございますので、総務省といたしましても、その円滑な実施、定着を期待をいたしておるというところでございます。

○魚住裕一郎君 世耕理事の質問の中、情報公開審査会の機能はどうかという趣旨の御質問がございました。

お伺いをしておりまして、かなり機能しつつあ

るなどいうふうに思うわけでございますけれども、今回この独立行政法人の情報公開法施行を行わせるために設立された法人ではないといふことから、この審査会の体制をやはり整備充実していく必要があると思うんですが、かなり情報公開を求める質というかまた数量も多くなると思ふんですね。この審査会の体制をやはり整備充実していく必要がありますが、どのように準備がされているか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(松村雅生君) お答え申し上げます。今回、独立行政法人等が情報公開制度の対象機関となることに伴いまして、委員三名を増員をいたしまして独立行政法人等からの諮問事件を処理する部会を新設する予定でございます。また、新設される部会の事務を補佐するため、事務局職員の増員につきましても来年度予算の中でも要求を行つてあるところでございます。

これらによりまして、独立行政法人等が対象になつて以降も充実した、かつ迅速な調査審議が行われるよう、そういうことを通じまして審査会の役割を十分果たしてまいりたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 しつかりやつていただきたいと思います。

それで、情報公開法ですから、基本的には開示請求権といつものが一番大事だと思いますが、この法律の中で二十二条ですか、情報提供制度といふようなものがござります。情報開示請求といふのは個々人が、国民の行為があつて初めてオーブンになるわけでありますが、それよりもやはり説明責任を全うするという観点から立ちますと、積極的に情報提供ということでやつていくべきだと。

そういう意味では、非常に大事な制度だなといふふうに思うところでございますが、ただ、条文を読みますと、「政令で定めるところにより」、

○政府参考人(坂野泰治君) 今回の法案では、各法人が請求の相手方となり、また各法人が開示等の決定の主体となるということから、ただいま御指摘の文書管理あるいは手数料等の仕組みについても各法人が定めるという仕組みにしたわけでございます。

ただ、御指摘のように、各法人がそれぞれ定められたがいまして、この法律が成立し、かつ施行準備の期間、私ども、各法人に対しても説明を十分行っていただいて、現在の行政機関がとつておりまして、この法案でも、行政機関における各種基準に準拠してやつていただくようにということにいたしております。

また、御指摘のように、各法人がそれぞれ定められたがいまして、この法律が成立し、かつ施行準備の期間、私ども、各法人に対しても説明を十分行っていただいて、現在の行政機関がとつておりまして、この法案でも、行政機関における各種基準に準拠してやつていただくようによることにいたしております。

「政令で定めるものを」という、すべて何か政令会議で定められたものを感じておられる方々がおられますが、やはり十分な情報が国民に提供されるべきだという観点からいたしまして、どういうような政令を予定をしているのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(坂野泰治君) 情報提供の制度については、御指摘のように、情報の開示請求等の制度と並んで、今回御提案申し上げている法案の中の重要な制度として私どもも考えておるわけでござります。

○政府参考人(坂野泰治君)

いては、御指摘のように、情報の開示請求等の制度と並んで、今回御提案申し上げてている法案の中

○副大臣（遠藤和良君） インターネットを活用して情報を公開していくというのは大変大事な視点だと思います。

（お仕事一覧表）
総務省として御指導といいますか、していただけ
ればなというふうに思います。
もう終わりにいたしますけれども、先ほど指定

いすれにせよ行政委託型公益注見ながらしかるべきときに適

てありますから、
人の改革の動向を
正な結論を出した

今、政府は、e-GO

、という総合窓口システ
ども、ここに各省庁あ

法人のお話もございました。指定法人は多くの場合、公益法人だと思ふんですが、いろいろな改

い、こういうふうに思つております。
○魚住裕一郎君 終わります。

ます。

この提供制度のもので各法人が提供すべき情報等としては、これから具体的に政令で定めるわけですが、ざいますけれども、現在のところ、例えば法人の組織構成あるいは業務の内容、役職員の状況、子会社などの状況、事業計画、事業の報告書等、それから財務の関係のさまざまなデータあるいは資料、それから、例えば会計検査院の検査を受ける、そういうことについてその検査結果などが報告書とされております場合はそういうものも含めて、さまざまな情報がそこに盛り込まれるようになります。したいと考えておるわけでございます。

ただ、これは、どのような情報を提供していくかということについては、制度の施行後も国民各界の方々からさまざまな要望が寄せられることも十分考えられますし、また、社会経済情勢の変化に伴つてその他必要な情報も出てくる可能性もあるると、そのように考えております。また、提供の運用面から見て、具体的な提供を可能にする情報の態様、そういうものについてもやはり今後見えてくると、そのように考えております。

したがいまして、政令で定めることとしておりますのは、そういうその時々の状況にも機動的に対応できるような形で制度をつくるということから政令としたわけですが、ざいますけれども、趣旨は、先生御指摘のとおり、情報の公開と並ぶ重要な制度としての提供制度がその意義を十分に果たしえるよう、必要な情報は可能な限りそこにはうり込むべく検討を進めてまいりたいと考えてお

あるいは今回の特殊法人、独立行政法人等につきましても全部リンクを張つていただいて、そこで全部ホームページで情報公開ができる、そういう括の窓口をぜひつくりたいと考えております。そして、できればその情報も日々更新をしていただけ、より新しいものを情報公開、情報提供をしていただけ、こういうふうな仕組みになればよいのではないかなど、このように考えているところでございます。

○魚住裕一郎君 先ほど、本法の対象法人いかんとということについてる質問がなされました。今回のこの法案の中でも、特殊法人でも対象外となつてゐる法人もあるわけでございますし、認可法人でも同じように対象外となつてゐるもののがございます。

この情報提供制度は、やはり先ほど意義づけございましたけれども、対象外となつたような特殊法人とか認可法人もやはりきつちり情報提供制度の中で情報公開をしていくのがベターではないかと思うわけでございますが、この点はいかがでございましょうか。

○副大臣(遠藤和良君) 法律に対処を義務づけておられない法人もみずから情報提供をしていくこと、これは大変大事だと思うんですね。今日、すべての法人とか組織というものは国民の前に開かれてるものほど強くなるわけでございまして、国民にみずから情報を提供していくという姿勢は大変大事なものだと考えておりますから、そういうこ

○國務大臣(片山虎之助君) 今、遠藤副大臣も答弁をいたしましたが、こういう情報公開の対象にならない法人も積極的に情報提供していくこと、私は必要だと思いまして、八月の閣議だたと思いますけれども、インターネット等を使つた積極的な情報提供の要請を各閣僚にいたしました。これは今後とも遠藤副大臣の答弁のように、我々は進めてまいりたい、こういうふうに思つております。

そこで、指定法人等の問題ですが、これも魚住委員言われましたように、現在行政委託型公益法人をどうするかということをやつてはいるんですね、抜本から見直そうと。これの答えもそう遠くない時期に出さないといかぬ、そういうこととの私、見合いになると思いますね。行政委託型法人を少なくしてしまうとか、仕事を変えてしまうとか、いろいろな議論を今やっていますからね。その上で、指定法人等の情報公開のあり方をどう考えるか。これは役所が責任を持つのか、指定法人的議論の中で、この公益法人、特に行政委託型法人の改革というものが検討されているところであります。検討会をつくって早急にこの指定法人の情報公開ということで検討をしたいといふことでございますが、しかし一方でこの公益法人の改革がどんどん進むわけでございますが、その辺の兼ね合いも含めて、大臣に決意といいますか御所見をいただきたいと思っております。それで終わります。

○宮本岳志君　日本共産党の宮本岳志です。
坂野行政管理局長は、特殊法人改革で民営化されればその法人はこの法律の対象から外れていくと衆議院で答弁をされました。この改革の動きと無関係に本法案の審議もできないと思うんです。
そこで、情報公開に入る前に一つ、行革推進事務局に聞いておきたいと思います。
国民への不可欠なサービスを担っている特殊法人である日本育英会が、今になつても来年四月からの奨学生の採用の通知をできないでおります。
文部科学省の工藤高等教育局長は、我が党的林議員に、採用通知を年内にもできるように日本育英会と相談していると答弁をされました。
年内には何とかと言ふけれども、既に私立の推薦入学の願書受け付けは始まつております。私の地元の大坂でも、高等学校の先生方に聞いたところ、採用されるかどうかの見通しが立たないために金融公庫など別の手段で工面せざるを得ない生徒がふえてるという話がございました。奨学金の見通しがつかないために出願自体を断念せざるを得ない事態が広がつていくおそれもございます。これは、小泉内閣が育英会の補助金を大幅に減らそうとしているために、一体何人分の奨学金を来年度に対応できるかの見通しが立たないと、ここに根本の原因があると思うんですね。
そこでお聞きするんですが、構造改革といえども奨学金制度の縮小や廃止で進学を断念する子供たちが出てもやむを得ないと、そういうことは私は

第二部 総務委員会会議録第九号 平成十三年十一月二十七日 【参議院】

通らないと思うんですが、これが小泉さんの言う改革なんですか、事務局。

○政府参考人(西村正紀君) 特殊法人等の改革につきましては、すべての法人を対象にゼロベースから見直しを行つておるところでございます。日本育英会につきましても、十月五日に私ども事務局が組織の見直しの意見を出しておりますが、その中で、あえて育英会につきましては育英奨学事業の拡充の方針に留意することとともに言及しております。育英奨学生事業の政策的な必要性は十分認識しているところでございます。

現在、十二月に整理合理化計画を取りまとめるべく、鋭意作業を進めています。今後、育英奨学生事業を行つていく上で最も適切な実施方法や組織形態について検討をしてまいりたいと考えております。

○宮本岳志君 育英会の奨学生金は、第一種でゼロ%、二種で〇・五%と、民間の教育ローンでは軒並み四から六%ですから、改革の名で子供たちの未来まで切り捨てるというようなことは許されないということをくれぐれも指摘しておきたいと思います。

現在、十二月に整理合理化計画を取りまとめるべく、鋭意作業を進めています。今後、育英奨学生事業を行つていく上で最も適切な実施方法や組織形態について検討をしてまいりたいと考えております。

○宮本岳志君 育英会の奨学生金は、第一種でゼロ%、二種で〇・五%と、民間の教育ローンでは軒並み四から六%ですから、改革の名で子供たちの未来まで切り捨てるというようなことは許されないということをくれぐれも指摘しておきたいと思います。

○宮本岳志君 育英会の奨学生金は、第一種でゼロ%、二種で〇・五%と、民間の教育ローンでは軒並み四から六%ですから、改革の名で子供たちの未来まで切り捨てるというようなことは許されないということをくれぐれも指摘しておきたいと思います。

○宮本岳志君 育英会の奨学生金は、第一種でゼロ%、二種で〇・五%と、民間の教育ローンでは軒並み四から六%ですから、改革の名で子供たちの未来まで切り捨てるというようなことは許されないということをくれぐれも指摘しておきたいと思います。

○宮本岳志君 育英会の奨学生金は、第一種でゼロ%、二種で〇・五%と、民間の教育ローンでは軒並み四から六%ですから、改革の名で子供たちの未来まで切り捨てるというようなことは許されないということをくれぐれも指摘しておきたいと思います。

○宮本岳志君 育英会の奨学生金は、第一種でゼロ%、二種で〇・五%と、民間の教育ローンでは軒並み四から六%ですから、改革の名で子供たちの未来まで切り捨てるというようなことは許されないということをくれぐれも指摘しておきたいと思います。

るような公開制度が必要だということはだれも否定しないと思うんですね。

○政府参考人(野村卓君) 郵政公社の情報公開につきましては、中央省庁等改革基本法に、財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価、その他経営に関する情報の公開を徹底する旨、規定されているところでございます。また、国民に対する説明責任を全うするという、今御審議いただきたいとおり考えております。こういった点を踏まえまして、今後具体的に検討してまいりたい、かよう考へておるところでございます。

○宮本岳志君 国民に対する説明責任を全うするという今のその言葉をしっかりと受けとめて、検討していただきたいというふうに思っております。

○宮本岳志君 情報公開制度というものは、国民からの開示請求に対応して求められた文書なりを出すという関係になります。したがつて、開示を請求された文書が保管されていなければ意味がないわけです。独立行政法人や特殊法人が開示の請求を受けたくなれば、私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本岳志君 いわゆる郵政公社について、現在、その具体的な内容が検討をされており段階でございます。具体的な法律案が作成され、それを御検討いただくことになるのかどうか。行政管理局長、簡潔にお答えいただきたい。

○政府参考人(坂野泰治君) いわゆる郵政公社について、現在、その具体的な内容が検討をされており段階でございます。具体的な法律案が作成され、それを御検討いただくことになるのかどうか。行政管理局長、簡潔にお答えいただきたい。

が恣意的に廃棄されるということはないと考えておるわけでございます。

○宮本岳志君 郵政事業をめぐつては、商法の適用を受けている営利企業と比べても経営の実態が不透明だという批判が以前からございます。その中で、昨年から取り上げている渡し切り費のようないいふうの問題にも国民の批判が集まるようになつてまいりました。だから、行政情報の公開制度ができるとき、これを活用して開示請求を行う団体が出てきたのも当然です。ところが、実際に開示請求をしてみますと、出てきたのは一部で、それ以前のものは保管されていないという驚くべき結果でありました。

昨年、各特定局長が渡し切り費の收支を記録している帳簿の保管期間が変更されたと思うんですが、何年から何年に変わりましたか。また、郵政監察局がすべての特定局を順に調べている検査の周期は個々の局で何年ごとに一回ですか。

○政府参考人(足立盛一郎君) 渡し切り経費の整理簿につきましては、平成十二年の九月に省庁再編に伴う行政文書関係書類の保存期間の見直しの一環といいたしまして三年から一年に変更したものでございます。

これは、特定局に対する会計監査あるいは監察局による総合監査等を含めましておおむね毎年一年程度各局に入っているということから、保存期間を一年としても内部監査上特段の支障はないというふうに考えたものでございます。

○宮本岳志君 郵政監査の監査は二年に一回じゃないですか。

して、全特定局数の一四%ということになつております。

○宮本岳志君 とにかく三年とか四年とかというやつを全部足して答えられても困るんですけど、少なくとも、とにかく一年で廃棄してよいというふうに変えたわけですね。監査してきちんと検査しているというけれども、そもそも一年しか帳簿が残っていないというのでは監査のしようがないと思うんですね。市民団体が開示請求してみたら一年以上前のは捨てた、こう言われたと。それで実はその直前の九月から保管期間が変更になつたと説明をされたと。これで国民が納得するはずがないと思います。

この渡し切り費は二〇〇三年の公社化で廃止をすると、ことしの秋、高祖事件への批判を受けて総務省は決めました。しかし、公社になればそもそも国庫金でなくなるわけで廃止も何もないですね。そもそも廃止しなくともこんなものはなくなります。その後、東北郵政局管内の事件が発覚し、私が以前指摘したどおりの渡し切り費の裏金づくりの温床という問題が出てきて公社化を待たずして来年度から廃止と言わざるを得なくなつたと。ことしの春に矢島議員が渡し切り費の約一四%がこの特推連経費として占めているということを指摘いたしました。

そこで、大臣にお伺いしたいんですが、恐らく来年度の概算要求でも同じ水準でこの特推連経費づくの温床という問題が出てきて公社化を待たずして来年度から廃止と言わざるを得なくなつたと。ことしの春に矢島議員が渡し切り費の約一四%がこの特推連経費として占めているということが組まれていると思うんですが、これは見直すんですか、大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) 長い間のいろんなやり方の総和で今の渡し切り経費の経理方法というのができたと思いますけれども、来年から渡し切り経費はやめますから、それに伴つてどういう特推連経費を支出方法をするかは今検討してもらつております。透明度の高い、わかりやすいものにしておきたいと。ただ、数が多いですから、細かくごちやごちややるのもいかがかなと、こう思つておられますから、できるだけ簡素効率的、透明度の高い支出方法を現在検討中でございます。

件、私が先般答弁申し上げた件でお話がございまして、まずうはつと私から申上げます。

す

各行政機関、各所管官庁に対して特殊法人の財務に関する情報について開示請求があつた場合私が先般申し上げたのは、各行政機関が保有する情報としてそれに対応することになるということを申し上げたわけでございまして、これは各行政機関が保有している限りにおいてその請求に対処するものが当然のことという趣旨で申し上げたわけでございます。

す。

一つは、法施行後は国民はどちらに対しても請求できるということ、それから二つ目は、法人だけが持っている情報でもやっぱり政府機関が取り寄せてこれを出すということ、この点はいかがですか。

○政府参考人(坂野泰治君) まず、この法案が成立、施行された後は、國民の方々は、特殊法人等に関する情報について行政機関が保有していると考えれば行政機関に、あるいは各法人が保有していると考えれば各法人に請求をしていただくこと

○政府参考人(竹内洋君) お答えいたします
十三年度におきまして、財投機関のうち二
関が合計で約一兆一千億円の財投機関債を發
る予定でございます。十三年度におきまして
投債の原資として行われる財政融資資金の財
関に対する新しい貸し付けの額は二十六兆一
円でございまして、この額に対する財投機関
発行予定額の比率は約四・一%でございます
○又市征治君 依然として大部分を政府が財
という形で資金を集めて責任を負っていると

案の段階でみずから情報提供をすべきなんではな
いか、こんなふうに思います。とりわけこの法案
の第二十二条に該当すると思いますが、これは総
務省行政管理局長、どうですか。

○政府参考人(坂野泰治君) 情報提供を行すべき
範疇、類型、あるいはジャンルと申しますか、そ
ういうものについては政令でこれを定めたいと考
えておるわけでございますが、そういう類型に當
たる個々の具体的な資料それぞれをどのようにす
るかということは、やはり最終的には各法人で御
判断をいただくものだと私ども考えるわけでござ
る。

各特殊法人等の財務に関する情報についてはこれ
を積極的に提供すべきという趣旨から、今回御提
案申し上げている法案には提供制度を別に起
し、その積極的な活用を行う、そういう趣旨で御
説明を申し上げているところでございます。

○國務大臣(片山虎之助君) 今、又市議員からお
話しさいましたが、特殊法人の財務内容等や事業
活動の状況を国民の前に明らかにするということ
は大変重要な問題だと思っております。

そこで、今お話をございましたように、各行政機関が保有していないにもかかわらず各行政機関に対してその情報の開示請求があった場合については、今のお話では、各行政機関が改めてこれを作成するか、あるいはそれを収集して国民の請求にこたえるべきではないかという御指摘でござりますけれども、現に施行しております行政機関情報公開法は、あくまでその当該行政機関が保有す

わけですね。ならば、各法人の必要資金のうち、財投債で賄うべき額が妥当かどうかは、その予算案だとあるいは財務状況が明らかになくては判断のしようがないわけですよね。

それでは、特殊法人などのうち、予算を個別に議決しているのは何団体あるんですか

○政府参考人(牧野治郎君) お答えいたしまして、特殊法人等で予算を国会で議決していただおりまでは、政府関係機関予算として提出

ち、人
にあら
まち。
います。
もとより、積極的に国民に対して情報を提供して
いくという趣旨に照らして、その業務に支障の
ない限りできるだけ幅広く対応していただく必要
があると考えておりますが、個々具体的に、どの
ようものがどのよな形でどうすることについて
は、今申し上げたような考え方で私どもまいりた
いと考えております。
○又市征治君 これは大臣にお伺いをしたいと思

そういう意味で、本年八月に、午前中にも答弁いたしましたけれども、閣議において、私から閣僚等に対して、特殊法人等の情報公開について、は法案の成立をまつまでもなくインターネットその他を通じてやってほしい、ディスクロージャーをやってほしいと、こういう要請をいたしましたし、十月には総理みずから、この特殊法人改革に絡みまして、そういう協力要請、情報の公開提供の要請があつたわけであります。

そこで、今お話をございましたように、各行政機関が保有していないにもかかわらず各行政機関に対する情報の開示請求があった場合には、今のお話では、各行政機関が改めてこれを作成するか、あるいはそれを収集して国民の請求にこたえるべきではないかという御指摘でござりますけれども、現に施行しております行政機関情報公開法は、あくまでその当該行政機関が保有する情報についてその請求にこたえるということになるわけでございまして、現に保有していないものについてもさらに作成あるいはその収集を義務づけるものではないと考えておるわけでござります。

なお、たらい回しがあってはならないという御指摘でございますが、もちろん私ども、各法人の窓口あるいは私ども各行政機関の窓口、あるいは総務省が設置をいたします総合案内所等において

わけですね。ならば、各法人の必要資金のうち財投債で賄うべき額が妥当かどうかは、その予算案だとあるいは財務状況が明らかになくては判断のしようがないわけですね。
それでは、特殊法人などのうち、予算を個別に議決しているのは何団体あるんですか
○政府参考人(牧野治郎君) お答えいたします。
特殊法人等で予算を国会で議決していただけますのは、政府関係機関予算として提出しております六公庫、一事業団、二銀行でございます。
内訳を申し上げますと、国民生活金融公庫、宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、六公庫、それから中小企業総合事業団信用保証部門の一事業団、それから日本政策投資銀行、協力銀行の二銀行となつております。

もとより、積極的に国民に対して情報を提供していくという趣旨に照らして、その業務に支障のない限りできるだけ幅広く対応していただく必要があると考えておりますが、個々具体的に、どのようものをどのような形でということについてのことは、今申し上げたような考え方で私どもまいりたいと考えております。

○又市征治君　これは大臣にお伺いをしたいと思うんですが、予算が決まってからでは国民のむしろ発言権がないということになつてしまふと思うんですね。ぜひ、国の予算案と同様に事前にやはり公開をすべきではないのかと。

このことについては二つの方法があると思ふんです。一つは、今申し上げた二十二条の政令事項に予算案を入れるということ。それからもう一つは、親法の趣旨からいって政府が一括して事前にこの第四十条の情報提供で出すという、こういう

開示をまつまでもなく、情報提供という形で行なうべきである。政機関が進んでやる方が格好もよろしくうございまますし、国民の信頼を得るゆえんだと思いますので、今後ともそういうことを推進してまいりたいと考えております。

そこで、今お話がございましたように、各行政機関が保有していないにもかかわらず各行政機関に対する情報の開示請求があった場合については、今のお話では、各行政機関が改めてこれを作成するか、あるいはそれを収集して国民の請求にこたえるべきではないかという御指摘でござりますけれども、現に施行しております行政機関情報公開法は、あくまでその当該行政機関が保有する情報についてその請求にこたえるということになるわけでございまして、現に保有していないものについてもさらに作成あるいはその収集を義務づけるものではないと考えておるわけでございます。

なお、たらい回しがあってはならないという御指摘でございますが、もちろん私ども、各法人の窓口あるいは私ども各行政機関の窓口、あるいは財務省が設置をいたします総合案内所等において十分な表示なり案内を行いたいと考えておりますて、そのようなたらい回し等の御批判がないよう努めてまいりたいと考えております。

○又市征治君 次に、財務省の関係でお伺いしてまいりますが、法案に関連して特殊法人等への財政投融资について伺いたいと存ります。

財投が改革されたといいますけれども、新しく単独の財投機関債、これを発行しているのは一体何団体、幾らぐらいあるんですか。他方の政府が資金調達する財投債に対する割合はどのようになるわけでございます。

わけですね。ならば、各法人の必要資金のうち財投債で賄うべき額が妥当かどうかは、その予算案だとあるいは財務状況が明らかになくては判断のしようがないわけですね。
それでは、特殊法人などのうち、予算を個別に提出しておられるのは何団体あるんですか
○政府参考人（牧野治郎君） お答えいたします。
特殊法人等で予算を国会で議決していただけます。
おりますのは、政府関係機関予算として提出しております六公庫、一事業団、二銀行でございます。
内訳を申し上げますと、国民生活金融公庫、宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、六公庫、それから中小企業総合事業団信用保険門の一事業団、それから日本政策投資銀行、協力銀行の二銀行となつております。
○又市征治君 極めてごく一部ということにわけですが、国民の目が政府関係法人の予算しかなか届かない、こんなことなんだと思いまところが、特殊法人に限つても約十一兆円で資金供給する財投債に頼つていいわけですから、税金及び貯貯だと簡保資金などが使われる。こうした法人のほぼ全部が今も政府が発行する以上、これら各団体の予算は個別に国議決を経るべきものだと私は考えます。
少なくとも、予算については国と同様に予

もとより、積極的に国民に対して情報を提供していくという趣旨に照らして、その業務に支障のない限りできるだけ幅広く対応していただき必要があると考えておりますが、個々具体的に、どのようなものをどうな形でとということについては、今申し上げたような考え方で私どもまいりたてたといふふうにあります。

○又市征治君 これは大臣にお伺いをしたいと思ふんですが、予算が決まってからでは国民のむしろ発言権がないということになってしまふと思うんですね。ぜひ、国の予算案と同様に事前にやはり公開をすべきではないのかと。

このことについては二つの方法があると思うんです。一つは、今申し上げた二十二条の政令事項に予算案を入れるということ。それからもう一つは、親法の趣旨からいって政府が一括して事前にこの第四十条の情報提供で出すという、こういうことがあるんじゃないかな。この点について、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(片山虎之助君) 予算案そのものは、決まればこれは出すのは当たり前で、その予算案の形成というのか、途中過程というのは……

○又市征治君 途中過程についてじゃない。

○國務大臣(片山虎之助君) そうじゃないの。予算案そのもののP.Rは大いに財務省を中心にやつてあると思いますから、決まれば情報提供するというのは当たり前だと思いますが、どういうふうにあります。

卷之三

卷之三

やり方がいいか、それは財務省でお考えいただけども、総務省の予算案については総務省で考えていくことだと思いますよ。

○又市征治君 それで、時間がありませんから最後になりますが、小泉内閣で特殊法人改革を声高に叫んで、現実にやられておるわけですからどちらも、どうも組織いじりあるいは職員の削減ばかりではないかという、こういう批判もあるわけあります。

道路公団などに税金の投入はやめる、こういうふうに言われますが、今申し上げてまいりました

ように、第二の予算であるこの財投をやめるとはこれは言わないわけでありまして、ここのことろがからくりではないかと、こういうふうに指摘もあるわけでありますし、私もそんなふうに思いました。

財投など国民の資金を大量にやつぱり使って、また負債を生み出しているこの特殊法人等について、さらに徹底した情報公開をぜひやつていただきよう大臣に重ねてお願いを申し上げておきました

○国務大臣(片山虎之助君) 財政投融資はこれは必要なんですね。今の政策金融で、特に住宅金融公庫はこれは廃止という、五年後には、そういうことに決まりましたけれども、住宅に対してそう

いう長期で固定的で低利な融資というのをやつぱり財投の原資をある程度使わざるを得ないので、私は、財政投融資は見直しながら必要なものは残していかざるを得ないと、こう思っております。その状況の国民に対する公開、提供は、これは私が大いにやつたらいといいますが、どこまでできるかできないかはそれぞれの所管のところで十分考えていただきたいと思います。

○又市征治君 しっかりとよろしくやつていただきたいと思います。

終わります。

○松岡満壽男君 まず、情報公開審査会の件ですけれども、平成十一年の五月に制定された行政機

関の保有する情報に関する法律で、委員が九名、常勤が三名、非常勤が六名と、今回の独立行政法人等情報公開に伴って委員の体制が三名増ということがあります。か、またこれ新しく三名増ということで十分対応できるのか、現状をひとつお答えをいただきたいというよう思います。

○政府参考人(松村雅生君) お答え申し上げます。

ことしの四月から情報公開審査会が発足いたしまして半年たった時点、九月末で百五十一件の諸問題に対しまして九件の処理が行われております。その後、審査会の事務処理も比較的スムーズになつてきておりまして、現時点では百九十九件の諸問題に対しまして六十件の処理が行われております。審査会といたしましては、迅速な処理と同時に充実した審議が必要だろうということでございまして、各事案につきまして平均で大体五回から六回の部会の審議を行つて行つておられます。

今回、独立行政法人等が情報公開制度の対象機関となるわけございますけれども、委員三人の増員が予定されておりますけれども、これによりまして、新たな部会を新設いたしまして独立行政法人等からの諸問題事件を処理するという予定でござります。また、あわせまして、現在事務局職員につきましても来年度予算の中で増員を要求いたしました

○松岡満壽男君 今度、その独立行政法人の問題がプラスされるとどのくらいの仕事量がふえるんでしょうか。三名増員という、今までの九人と三人の比率という仕事量の見方なんでしょうか。

○政府参考人(松村雅生君) 独立行政法人百四十五五でどうか、たくさん対象になるわけございまますけれども、現実問題として今の時点でのどのような諸問題がどのくらい来るのかということは定かではありませんけれども、いろんな形での実はございませんけれども、いろいろな形での実は調査審議のやり方があるわけでございまして、一つは部会を新設するということと同時に、非常にこれから常勤委員につきましては、法律上は三人以内ということになつておりますけれども、四人以内ということに法律案ではなつておるわけでございます。常勤委員につきましては、現在、予算要求で、現在の三名を四名にふやしてほしいということを要求しているわけでございます。

また、委員の報酬につきましては、特別職の職員の給与に関する法律別表の第一が適用になるといたしておりますので、その常勤委員が部会以外の場においても日常に調査審議をすると、情報公開法では指名委員という制度になつております。

○政府参考人(松村雅生君) 九名の委員がおられまして、このうち三名が常勤でございます。各一員の常勤とそれぞれ二名の非常勤の委員で三つの

実と同時に迅速化を図る、こういうことでござります。

○松岡満壽男君 この常勤委員とか非常勤委員の人選とか、それから委員数、それから報酬、こういうものはどこで決めておられるんでしようか。

また、事務局には審査官等課長クラスが三名配置されておりまして、それぞれの部会の事務を補佐するという形で審査会の調査審議の迅速化努力をいたしているところでございます。

○松岡満壽男君 百九十九件の審査があつて六十件しか審査できていないようなさつき御説明でしたけれども、そうするとほんとんど積み残しがなつておられるという状況になつておられます。

○政府参考人(松村雅生君) お答え申し上げます。

部会をつくりまして、各週部会ごとに一回ずつ開催をしていただきまして事案の調査審議をするという手順で行われております。

また、事務局には審査官等課長クラスが三名配

置されておりまして、それぞれの部会の事務を補佐するという形で審査会の調査審議の迅速化努力をいたしているところでございます。

○松岡満壽男君 一百九十九件の審査があつて六十件しか審査できていないようなさつき御説明でしたけれども、そうするとほんとんど積み残しがなつておられるという状況になつておられます。

○政府参考人(松村雅生君) お答え申し上げます。

ことしの四月から情報公開審査会が発足いたしまして半年たった時点、九月末で百五十一件の諸問題に対しまして九件の処理が行われております。

その後、審査会の事務処理も比較的スムーズになつてきておりまして、現時点では百九十九件の諸問題に対しまして六十件の処理が行われております。

○松岡満壽男君 今度、その独立行政法人の問題がプラスされるとどのくらいの仕事量がふえるんでしょうか。三名増員という、今までの九人と三人の比率という仕事量の見方なんでしょうか。

○政府参考人(松村雅生君) 独立行政法人百四十五五でどうか、たくさん対象になるわけございまますけれども、現実問題として今の時点でのどのような諸問題がどのくらい来るのかということは定かではありませんけれども、常勤委員につきましては、現在、予算要求で、現在の三名を四名にふやしてほしいということを要求しているわけでございます。

また、委員の報酬につきましては、特別職の職員の給与に関する法律別表の第一が適用になるといたしておりますので、その常勤委員が部会以外の場においても日常に調査審議をすると、情報公開法では指名委員という制度になつております。

○政府参考人(松村雅生君) 九名の委員がおられまして、このうち三名が常勤でございます。各一員の常勤とそれぞれ二名の非常勤の委員で三つの

会社、いわゆるファミリー企業を、道路公団とか都市基盤整備公団とか、物すごく持っているわけでしょう。そういうところは、ほとんど実際、事業を出すときには競争入札でもないですね。そういう問題についての情報開示です。それは、この法案ではどのように扱われるを考えたらいんでしょうか。

○国務大臣(片山虎之助君) ある法人の子会社、関連会社、そういうものに対する情報開示は、その法人が子会社や関連会社について持つておる情報の情報開示の請求ができる、あるいはその法人が情報提供するということはある。ストレートじゃありません、クツシヨンがありますよね、その親法人を通じてと。こういうことになると思います。

○松岡満壽男君 そうすると、それはあくまでも親法人を通じて公開していくという形をとられるということですね。

○国務大臣(片山虎之助君) そうです。

○松岡満壽男君 はい、わかりました。

時間もありませんので、最後になりますけれども、日本銀行の取り扱いですね。本法律案の対象範囲に含まれるわけですから、政府の一部を構成するわけありますし、政府からの独立性といいう点では非常にこの扱いは難しい部分があるんだろうと思うんですけれども、その点についてこれは問題はないんでしょうか。

○政府参考人(坂野泰治君) 日本銀行につきましては、御承知のとおり、銀行券の発行あるいは金融政策の実施ということで、政府の諸活動の一環と考えられる活動をやつておられるということから、この情報公開を行う、国民に対する説明責任を果たすという立場からは、今回の法案で対象法人に含めておるということございます。

同時に、今、御指摘のとおり、日本銀行は、日本銀行自体、その業務の独立性ということについて日本銀行法等で種々の規定があるわけでございまして、そのこと 자체は影響を及ぼすものではないと私も考えておるわけでございます。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○伊藤基隆君 私は、ただいま可決されました独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党 日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党及び無所属の会の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、国民主権の理念にのっとり、政府の諸活動を国民に説明する責務を全うすることの重要性にかんがみ、指定法人等の情報公開について、検討を進めるとともに、本法の対象外とされた特殊法人及び認可法人においても、適切な情報提供を行うよう努めること。

二、対象法人は、開示請求権制度及び情報提供制度が的確に機能するよう、法人文書の適正な管理の確保を図るとともに、できる限り国民に分かりやすい情報の提供に努めること。

三、情報公開審査会の果たす役割的重要性にかかると。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。片山 総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正するための法律案を提出することとなりましたので、地方公務員についても、国家公務員の場合と同様に育児休業等の制度を拡充するものであります。

この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

一般職の地方公務員について、育児休業等の対象となる子の年齢を、現行では一歳未満とされておりでございます。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(田村公平君) ただいま伊藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田村公平君) 全会一致と認めます。

よって、伊藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、片山総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。片山総務大臣。

○国務大臣(片山虎之助君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(田村公平君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田村公平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田村公平君) 次に、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。片山 総務大臣。

○國務大臣(片山虎之助君) ただいま議題となりました国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、人事院の意見の申し出を踏まえ、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正するための法律案を提出することとなりましたので、地方公務員についても、国家公務員の場合と同様に育児休業等の制度を拡充するものであります。

この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

請願者	宮城県栗原郡金成町沢辺字沢辺町 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四二号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	井上 哲士君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四四三号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	仙台市太白区東郡山一ノ一二ノ一 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四四号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	岩佐 恵美君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四四五号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	秋田県山本郡二ツ井町字三千苅四 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四五号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	小泉 親司君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四四五号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	岩手県九戸郡九戸村大字荒谷八ノ 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四五六号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	吉田裕美子外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四五六号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	広島市西区都町二三ノ一 中村マ 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四五六号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	林 紀子君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四五六号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	石川県金沢市幸町二六ノ一〇 中 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四七号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	井上 美代君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四四七号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	滋賀県長浜市寺田町五〇ノ八 谷 口光意外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四八号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	大沢 辰美君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四四八号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	札幌市中央区南八条西一七ノ二ノ 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	池田 幹喜君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願の趣旨は、第二四六号と同じである。	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	大光寺真外三十七名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	ミキ外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	青森市篠田三ノ一一ノ一〇 花田 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	紙 智子君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	広島県佐伯郡佐伯町津田二六一 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	山崎美津子外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	市田 忠義君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	福井県敦賀市松栄町二ノ二 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	家キミ外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	岩佐 恵美君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	この請願の趣旨は、第二四六号と同じである。 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	秋田県山本郡二ツ井町字三千苅四 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	小泉 親司君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	二ノ一〇 田中ミエ外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	吉田裕美子外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	愛知県東海市富木島町貴船八八 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	八田ひろ子君 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	岩手県九戸郡九戸村大字荒谷八ノ 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	吉田裕美子外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
請願者	広島市西区都町二三ノ一 中村マ 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理
紹介議員	ツエ外三十八名 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金の増額に関する請願	第四四九号 平成十三年十一月十二日受理

員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律
第一百六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四号中「規定により」の下に「任期を定めて採用される者及び」を加える。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第六条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四号中「規定により」の下に「任期を定めて採用される者及び」を加える。

平成十三年十一月四日印刷

平成十三年十一月五日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

〇